第四条の見出しを「（年度計画）」に改め、同条第一項中「第三十一条第一項の」を「第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「機構は、」の下に「通則法第三十五条の八において準用する」を加える。

第五条から第七条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（附則第三条において「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（中長期計画の認可申請に係る経過措置）

第二条　この命令の施行の日を含む事業年度を最初の事業年度とする中長期計画に係るこの命令による改正後の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令（平成二十五年文部科学省令第二号。次条において「新令」という。）第二条第一項の規定の適用については、「当該中長期計画の最初の事業年度開始三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の中長期目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第三条　通則法改正法附則第十一条第二項の規定により通則法改正法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の六第三項の規定が適用される場合における新令第三条の二第一項の規定の適用については、同項の表事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」とする。

○文部科学省令・原子力規制委員会規則第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する命令（平成十六年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務運営等に関する命令

第一条中「独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）」を「研究所」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条第一号中「独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号。以下「研究所法」という。）」を「研究所法」に改め、同条を第一条の三とし、第一条及び第一条の二として次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条　国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　研究所の役員及び職員

二　前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、研究所の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の二　研究所に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号。以下「研究所法」という。）、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の財務及び会計に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十九号）及びこの命令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

第二条の見出しを「（中長期計画の認可申請）」に改め、同条中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

第三条の見出しを「（中長期計画に定める業務運営に関する事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同条第三号中「中期目標期間」を「中長期目標期間」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（業務実績等報告書）

第三条の二　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況